

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年5月28日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)
リミテッド
(Goldman Sachs Management (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ロバート・キーオー(Robert Keogh)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、アッパー・ハッチ・ストリート、
ハードウィック・ハウス2階
(Hardwicke House 2nd Floor, Upper Hatch Street, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 柳 祥代

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ -
GS新成長国通貨債券ファンド 普通(米ドル建て・毎月分配型)
クラス受益証券
(Goldman Sachs Global Funds -
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder Ordinary
Class Distribution Class)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズのサブ・ファンド
であるGS新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て・毎月分
配型)クラス受益証券について、下記の募集金額を上限見込額とす
る。
50億米ドル(約4,158億円)

(注)特段の記載のない限り、米ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年3月31日
現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米
ドル=83.15円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年5月31日付をもって提出した有価証券届出書(平成23年8月31日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_は訂正部分を示します。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の管理業務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社はまた、その投資運用業務を委託することができ、かかる委託を行っている。管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を代行協会員として、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを総販売会社として、RBCデクシア・インベスター・サービス・アイルランド・リミテッドを登録・名義書換事務代行会社として、ステート・ストリート・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッドを管理事務代行会社として任命している。また、総販売会社は、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社およびスタンダードチャータードバンク東京支店をそれぞれ日本における販売会社として任命している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の管理業務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社はまた、その投資運用業務を委託することができ、かかる委託を行っている。管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を代行協会員として、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを総販売会社として、RBCデクシア・インベスター・サービス・アイルランド・リミテッドを登録・名義書換事務代行会社として、ステート・ストリート・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッドを管理事務代行会社として任命している。

(後略)

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(8) スタンダードチャータードバンク東京支店(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2010年12月末日現在、1,064,505百万円

(ロ) 事業の内容

日本の銀行法に基づく普通銀行であり、金融商品取引法に基づく登録金融機関として、有価証券の売買の媒介、取次ぎまたは代理を含む金融商品取引業にも従事している。

<訂正後>

(8) スタンダードチャータードバンク東京支店(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2010年12月末日現在、1,064,505百万円

(ロ) 事業の内容

日本の銀行法に基づく普通銀行であり、金融商品取引法に基づく登録金融機関として、有価証券の売買の媒介、取次ぎまたは代理を含む金融商品取引業にも従事している。

(9) S M B C 日興証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2011年12月末日現在、100億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C 日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

2 関係業務の概要

<訂正前>

(8) スタンダードチャータードバンク東京支店

受益証券の販売業務を行う。

(取扱店舗については、スタンダードチャータードバンク東京支店に問い合わせることができる。)

<訂正後>

(8) スタンダードチャータードバンク東京支店

受益証券の販売業務を行う。

(取扱店舗については、スタンダードチャータードバンク東京支店に問い合わせることができる。)

(9) S M B C 日興証券株式会社

受益証券の販売業務を行う。

(取扱店舗については、S M B C 日興証券株式会社に問い合わせることができる。)